

社会福祉法人聖母の騎士会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母の騎士会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長及び常務理事とは、定款第25条により、理事の中から選任された者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事長及び常務理事以外の理事をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長報酬
 - (2) 常務理事報酬
 - (3) 非常勤理事報酬
 - (4) 監事報酬
 - (5) 評議員報酬
- 2 役員等がこの法人又は他の法人等において他の職務に就いており、当該職務に対する報酬等を受けている場合であっても、前項の報酬は支給する。

(報酬等の総額及び支給基準)

第4条 理事長、常務理事、非常勤理事、監事及び評議員の報酬等の総額及び支給基準は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長及び常務理事に対する報酬の支給の時期は、職員の給与規程に準じるものとする。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席その他、法人・施設業務のための勤務の都度支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が、職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
- 2 平成27年4月1日施行の「役員並びに評議員の費用弁償に関する規程」は、廃止する。
- 3 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第一

役員等の報酬等の総額及び支給基準（第4条）

区 分	報 酬 額
役員等の報酬等の総額	年 5,000,000円以内
理事長報酬 (職員を兼務する場合)	月額 100,000円
常務理事報酬 (職員を兼務する場合)	月額 50,000円
非常勤理事報酬 (税金差引後の額)	日額 7,000円 理事会等会議出席、その他法人・施設業務のための出勤
監事報酬 (税金差引後の額)	監事監査等への出席 日額 30,000円 理事会等会議出席、その他法人・施設業務のための出勤 日額 7,000円
評議員等の報酬等の総額	年300,000円以内 (定款第8条)
評議員報酬 (税金差引後の額)	日額 7,000円 評議員会等会議出席、その他法人・施設業務のための出勤
賞 与	役員等に対する賞与は支給しない

*理事長、常務理事が職員を兼務する場合は、職員としての給与を併給する。